

小樽商科大学グローバル戦略推進センターグローバル教育部門規程

(平成28年3月14日制定)

(趣旨)

第1条 小樽商科大学グローバル戦略推進センター規程（以下「規程」という。）第23条に基づき、小樽商科大学グローバル戦略推進センターグローバル教育部門（以下「グローバル教育部門」という。）の組織及び運営に関する必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 グローバル教育部門は、小樽商科大学（以下「本学」という。）におけるグローバル教育を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 グローバル教育部門においては、規程第18条第2項別表に掲げる業務を遂行する。

(組織)

第4条 グローバル教育部門に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 部門長
- (2) 副部門長
- (3) グローバル教育部門専任教員
- (4) 短期留学プログラムコーディネーター
- (5) 短期留学プログラム担当教員
- (6) 地域連携教育担当コーディネーター
- (7) 国際連携教育担当コーディネーター
- (8) その他の職員

(部門長)

第5条 部門長は、本学専任の教員のうちから学長の推薦に基づき、学部・大学院合同教授会及び教育研究評議会の議を経て、学長が選任する。

- 2 部門長は、グローバル教育部門の業務を掌理する。
- 3 部門長の任期は、2年とする。
- 4 部門長に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(副部門長)

第6条 副部門長は、第9条第10号に規定する委員の互選により選出する。

- 2 副部門長は、部門長を補佐し、グローバル教育部門の業務を行う。
- 3 副部門長の任期は、2年とする。
- 4 副部門長に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(グローバル教育部門の運営)

第7条 グローバル教育部門を運営するために、運営会議を置く。

(運営会議)

第8条 運営会議は、次の事項を審議する。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) グローバル教育部門の人事に関する事項
- (3) 副部門長の選任に関する事項
- (4) 第3条に規定する業務に関する事項
- (5) その他グローバル教育に関して必要な事項

(運営会議の組織)

第9条 運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 部門長
 - (2) 副部門長
 - (3) グローカル戦略推進センター副センター長
 - (4) 国際連携本部長
 - (5) グローカル教育部門専任教員
 - (6) 短期留学プログラムコーディネーター
 - (7) 短期留学プログラム担当教員
 - (8) 日本語教育コーディネーター
 - (9) 教育支援部門長
 - (10) 部門長の推薦を受けて学長が指名する各学科及びアントレプレナーシップ専攻の教員 7名
 - (11) 学生支援課長
 - (12) 教務課長
- (任期)

第10条 前条第10号に掲げる委員の任期は、2年とする。

2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(運営会議の委員長等)

第11条 運営会議に委員長を置き、部門長をもって充てる。

- 2 運営会議に副委員長を置き、副部門長をもって充てる。
- 3 委員長は、運営会議を招集し議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(運営会議の議事)

第12条 運営会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 運営会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(運営会議への委員以外の者の出席)

第13条 運営会議は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第14条 グローカル教育部門に、専門的事項を審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関する必要な事項は、別に定める。

(事務)

第15条 グローカル教育部門に関する事務は、教務課の協力を得て学生支援課が行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、グローカル教育部門の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条1項に掲げる規定は、平成28年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月17日から施行する。